

日本反核法律家協会

2025 年総会決議

2025/11/15

I . 情勢の特徴と私たちの課題	1
II . 活動報告と活動方針	12
III . 役員体制	22
IV . 会則改定案	24

日本反核法律家協会

(連絡先事務所)

〒359-0044

埼玉県所沢市松葉町 11-9 ピースセンター

(大久保賢一法律事務所内)

E-mail:jalana.office@gmail.com



日本反核法律家協会 2025 年総会決議

2025/11/15

I. 情勢の特徴と私たちの課題

(1) 2024 年総会後の核をめぐる情勢の概況

世界で初めて人に向けて核兵器が使用されて 80 年を迎える 2025 年、その 1 月に、原子力科学者会報(BAS)は、人類滅亡まで残り 89 秒を示したことを発表した。2024 年に引き続き、史上最短を更新している。その理由としては、核使用のおそれ、気候変動の進行、人工知能の兵器利用のリスクなどが挙げられている¹。

2022 年 2 月に開始されたロシア連邦によるウクライナ侵略、2023 年 10 月に開始されたイスラエルによるガザ侵攻はいずれも未だに収束を見ず、多数の一般市民の犠牲を積み上げている。これらの戦争においては、核兵器を背景とした脅しも行われている。これに加え、2025 年 6 月にはイスラエル及びアメリカによるイラン核施設への攻撃が行われ、イランはこれに対して強く抗議し、核開発を継続する意向を示している。

ストックホルム国際研究所(SIPRI)は、SIPRI 年鑑 2025 において、核保有国 9 か国(米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、イスラエル)のほぼ全てが、集中的な核近代化計画を継続し、既存の兵器のアップグレードや新型の追加を行ったと評価しており、2025 年 1 月時点で推定 12,241 発の核弾頭が世界に存在し、うち約 9,614 発が使用可能な状態にあるとしている²。

2025 年 3 月には、フランスのマクロン大統領が米国に代わる核の傘を欧州に提供すると述べ、7 月には英仏が核兵器の運用について緊密に連携する内容を含む核に関する英仏共同声明(ノースウッド宣言)を発表している。

このように、核兵器をめぐる世界の情勢は極めて緊迫しており、核兵器に依存する国々はその依存度を高め、核兵器が使用されるリスクを高めている。

前記 SIPRI の年鑑において、米科学者連合(FAS)のマット・コルダ氏が指摘しているように、核兵器は安全を保障するものではなく、偽情報がまん延する場合にはエスカレーションや壊滅的な誤算を招くリスクが大きく、むしろ国民を危険にさらすものである。情報通信が高度に発展し、その重要性が高まっている現在において、多数の核兵器が使用可能な状態にあるということは、一つのミスや悪意のある偽情報により、核兵器が使用され壊滅的で非人道的な結末をもたらしかねないのである。

他方で、2022 年に発効した核兵器禁止条約(以下 TPNW)³は、2025 年に 3 回目の締約国会合を開催し、核兵器に依存することの危険性を科学的に検証するとともに、核兵器国も含めた協議による核廃絶を模索している。対立と分断を乗り越え、核廃絶を目指す動きも着実に進められている。

¹ 2025 年 2 月 3 日付 Science Portal

(https://scienceportal.jst.go.jp/newsflash/20250203_n01/)

² SIPRI の HP2025 年 6 月 16 日付 (https://www.sipri.org/media/press-release/2025/nuclear-risks-grow-new-arms-race-looms-new-sipri-yearbook-out-now?utm_source=chatgpt.com)

³ 2025 年 10 月 1 日現在署名 95 カ国、批准・加入 74 カ国

私たちは、このような危機的な状況にあることを十分に認識した上で、核兵器に依存する政策をとる為政者に対抗し、核兵器を含む武力によらず、一刻も早く核廃絶を実現しなければならない。

(2)横行する核兵器による脅しと広がる核の脅威

ア ロシアによるウクライナ侵攻

2022年2月24日にウクライナへの侵攻を開始したロシアは、開戦当初から核兵器の使用に言及してきた。2023年10月には、ウクライナと国境を接するベラルーシに戦術核の配備を完了し、2024年6月には戦術核兵器の使用を想定した軍事演習も行なわれている⁴。ロシアやベラルーシにおいて核施設の新設や拡張を行っている様子も見受けられる⁵。2024年11月には核ドクトリンを変更し、核兵器の使用基準を引き下げるなどを承認した⁶。2025年9月にはベラルーシと共同軍事演習「ザパド2025」を行い、戦術核兵器や核搭載も可能な極超音速中距離弾道ミサイル「オレシュニク」の運用訓練などが行われた。このような核兵器による威嚇や軍事演習を繰り返すことで、戦術核使用の心理的ハードルを下げ、核兵器による恫喝を既成事実化しようとしている可能性もある。

また、ロシアは、ウクライナ侵攻に伴い、ザポリージャ原子力発電所を攻撃し同原発を占拠しており、未だにロシアによる占拠は継続され要塞化している。かかる原発への攻撃は、ジュネーブ条約第一追加議定書56条に違反する疑惑が示されている⁷。

既に侵攻開始から3年半が経過した現在においても、終戦のめどは立っておらず、戦局が停滞したり不利な局面に至った際にロシアが積極的に核兵器による威嚇を行い、これを繰り返すことからも、今後の戦局次第では核兵器が使用されるおそれがある。

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国連憲章に違反する行為であり、国連総会によるロシアへの非難決議、国際刑事裁判所(ICC)によるプーチン大統領等への逮捕状の発付、国際司法裁判所(ICJ)による暫定措置命令など、国際機関による停戦に向けた取り組みも行なわれているが、終戦に至っていない。かかる事実からも、一度戦争に突入すればこれを終えることは容易ではなく、核兵器を有する国が当事国であれば、終局的に核兵器が使用されるリスクが生じることが示されている。また、大国であれども核兵器も保有するロシアが3年半以上もの長期にわたり紛争状態を継続せざるを得ない状況からは、核兵器による抑止が機能していないことも明らかである。

イ イスラエルによるガザ侵攻

2023年10月7日のハマスによるイスラエルへの越境攻撃に端を発したイスラエルによるガザ侵攻は、2年経過した2025年10月10日、イスラエルが和平案を正式に承認し、停戦が実施された。しかし、ハマスの武装解除等については議論されておらず、今後、完全に戦闘が終結するかは不透明である。イスラエルによってもたらされたガザ地区の危機は深刻で、ガザ地区で確認された死者は少なくとも

⁴ 2024年6月10日 NHKウェブサイト
(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240610/k10014476871000.html>)

⁵ 2024年4月10日 NHKウェブサイト(広島放送局)
(<https://www.nhk.or.jp/hiroshima/l/report/article/007/62/>)

⁶ 2024年11月20日 NHKウェブサイト
(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241119/k10014643571000.html>)

⁷ HUMAN RIGHTS WATCH HP (<https://www.hrw.org/ja/news/2022/02/24/381247>)

62,263 人(うち 18,430 人が子ども)、負傷者は 157,365 人とされている⁸。建物やインフラ施設も破壊され、約 70% の建物が損傷又は破壊されている。加えてイスラエルによる封鎖によって多数の餓死者を出し、64 万人以上が飢餓の危機にあるとされた⁹。

ガザの人びとを脅かすイスラエルに対しては、国際的にも強く非難され、2025 年 9 月 16 日には、国連人権理事会の調査委員会はイスラエルがパレスチナ・ガザ地区のパレスチナ人に対してジェノサイドを行っていると認定した報告書を発表するなど、イスラエルの行為が国際的に許容されないものであることが示されている。

それにもかかわらず、米国はイスラエル最悪の態度を堅持し、日本もこれに追従した。フランス、イギリス、カナダ等がパレスチナの国家承認の方針を示す中、日本政府は米国の意向に従い、国家承認を見送ることを発表している。

イスラエルは核兵器保有を肯定も否定もしない曖昧政策を取っているものの、核兵器を保有していると広く考えられている¹⁰。そのようなイスラエルにおいて、2023 年 11 月、現役の閣僚であるアミハイ・エリヤフ文化遺産担当相がガザ地区への核爆弾投下も選択肢の一つであると述べた¹¹。ネタニヤフ首相はかかる発言を批判し、アミハイ・エリヤフ氏を職務停止処分¹²としたものの、核兵器を保有することは、自衛のためではなく敵(国)をせん滅するために使用されるおそれがあることを如実に示したものといえる。また、米国下院議員のティム・ウォルバーグ氏は、ガザを「長崎や広島のようであるべきだ」と、核兵器の使用を促す発言をしている¹³。これらの加害国側からの発言は、核兵器を保有するということは、核兵器を他国への暴力的な侵略に利用されるおそれがあることの証左といえる。

ウ 深刻化する米中対立と東アジア情勢

米国は、日米共同演習キーン・エッジ 2024において、明示的に中国を仮想敵国とし、台湾有事や南シナ海での緊張を想定した軍事演習を行った。2025 年も、バリカタン(2025 年 4 月 21 日～5 月 9 日、フィリピン)、タリスマン・セイバー(2025 年 7 月 15 日～8 月 4 日、オーストラリア)、レゾリュート・フォース・パシフィック(REFORPAC。2025 年 7 月 10 日～8 月 8 日、グアム)、レゾリュート・ドラゴン(2025 年 9 月 11 日～25 日、日本、南西諸島)等、各国と軍事演習を繰り返しており、これらは中国が焦点であると指摘されている¹⁴。米国国家情報長官(ODNI)による 2024 年度年次脅威評価¹⁵において

⁸ 2025 年 8 月 22 日時点アルジャジーラ(https://www.aljazeera.com/news/2025/3/18/gaza-tracker?utm_source=chatgpt.com)

⁹ 2025 年 8 月 23 日時点ガーディアン HP (https://www.theguardian.com/world/live/2025/aug/23/israel-gaza-famine-middle-east-latest-news-updates?utm_source=chatgpt.com)

¹⁰ 長崎大学核兵器廃絶研究センターHP(https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list.bn/nuclear_list_201806/israel201806)

¹¹ 2023 年 11 月 5 日 NHK ウェブサイト (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231105/k10014248111000.html>)

¹² アミハイ・エリヤフ氏の職務停止処分は既に解かれており、同氏は 2025 年 7 月には「ガザ地区に飢餓は存在しない」等と発言している。

¹³ 2024 年 4 月 1 日日本経済新聞 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN313GW0R30C24A3000000/>)

¹⁴ 2025 年 7 月 23 日 ABC ニュース(https://www.abc.net.au/news/2025-07-23/us-air-force-pacific-exercise-with-china-focus/105558970?utm_source=chatgpt.com)

¹⁵ <https://www.dni.gov/index.php/newsroom/press-releases/press-releases-2024/3789->

では、中国を「最も重要な戦略的課題」として位置づけ、国防総省による中国軍事力報告でも台湾有事に備えた能力の強化が進められ、脅威が増していると評価されている¹⁶。経済面でも、第1次トランプ政権以降、緊張を高め、半導体などの輸出規制、対中投資規制、資金提供規制などの動きを強めている¹⁷。トランプ大統領は、2025年9月5日には、トランプ大統領は国防総省を「戦争省」とする大統領令に署名した上、バイデン政権では停止されていた新型核搭載海上発射巡航ミサイル(SLCM-N)プログラムを再開¹⁸するなど、新たな核戦力も拡充している。中国は、SIPRIの分析によると少なくとも600発の核弾頭を保有しており、2023年以降毎年約100発ずつという最も速いペースで増加しているとされ¹⁹、米国国防総省は、2030年までに1000発以上、2035年までに1500発に達すると分析している²⁰。経済面でも、米国に対する重要鉱物の輸出規制、米国企業の取引停止措置等、対抗姿勢を打ち出している。また、米国と対立するロシアやインドとの連携を強化するなど、対立構造をより深めている。

日本も米国に追従し、共同軍事演習を重ねるほか、南西諸島有事を想定した軍事演習の実施、南西諸島への基地や弾薬庫の新設、統合作戦司令部の発足等、軍事化の実態を進めている。2024年に実施されたキー・エッジでは、中国による核の脅しが初めてシナリオに組み込まれ、自衛隊が米軍に対し「核の脅し」で対抗するよう再三求めていたとされている²¹。2025年9月には日米共同軍事演習レギュート・ドラゴンが過去最大級の規模で実施され、南西諸島有事に備えた態勢づくりが行われている。

2024年12月、米国シンクタンクの戦略国際問題研究所(CSIS)とマサチューセッツ工科大学セキュリティ研究プログラム(MITSSP)が共同で実施し発表した報告書²²によれば、専門家によるシミュレーションの結果、全15回のうち8回で核兵器が使用されたとのことである。米中両国が攻撃をエスカレーションしていく結果、数億人の死者を生じさせた結果もあるとされている。同報告書では、中国チームは日本への核攻撃をアメリカへの核攻撃と同等とみなしていたものの、1件では日本に対して核攻撃がなされている。このように、台湾有事においては、核兵器による抑止は奏功せず、核兵器の使用に至ってしまうリスクが相当程度存在することが示されている。対中戦略として核兵器を用いた抑止を続けることは、核兵器使用による壊滅的で非人道的な結果をもたらす危険性がある。

北朝鮮の核をめぐる問題については、2018年に行われた米朝首脳会談以降、進展が見られず、米国等への対抗姿勢を顕著化させている。金正恩総書記は、2024年9月、建国76年に際した演説で、「自分を守るために持った核兵器はだれの脅威にもならない」として核兵器保有を正当化して核兵器を

[odni-releases-2024-annual-threat-assessment-of-the-u-s-intelligence-community?utm_source=chatgpt.com](https://www.odni.gov/reports/odni-releases-2024-annual-threat-assessment-of-the-u-s-intelligence-community?utm_source=chatgpt.com)

¹⁶ 防衛研究所 HP
(<https://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/commentary367.html>)

¹⁷ (一社)安全保障貿易情報センターHP
(https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/uschina/index.html)

¹⁸ 2025年9月24日 USNI News (<https://news.usni.org/2025/09/24/report-to-congress-on-nuclear-sea-launched-cruise-missile-2>)

¹⁹ https://www.sipri.org/media/press-release/2025/nuclear-risks-grow-new-arms-race-looms-new-sipri-yearbook-out-now?utm_source=chatgpt.com

²⁰ 前掲防衛研究所 HP

²¹ 2025年7月27日東京新聞 HP(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/424292>)

²² 「Confronting Armageddon: Wargaming Nuclear Deterrence and Its Failures in a U.S.-China Conflict over Taiwan(米中間・台湾有事における核抑止とその失敗:ウォーゲーム)」(<https://www.csis.org/analysis/confronting-armageddon>)

幾何級数的に増やすと宣言²³し、2025年1月にも核兵器の増強を指示している。2024年10月31日の新型の固体燃料式洲際弾道ミサイル(ICBM)「火星19」の発射²⁴に加え、2025年6月には新たなミサイル基地の建設も確認されている²⁵。2025年8月には米韓合同軍事演習に対して反抗し、8月23日にも新型ミサイルを発射するなど、対抗姿勢を強めている。

これら北東アジアにおける情勢は、核兵器を背景とした脅しでは核軍縮は進むどころか互いに増強しかえって危険性を増す結果となることを示している。

日本は、中国と日本海を隔てて近接した状況にあり、かつ、全国に米軍基地を有している。有事の際にはそれら米軍基地が要衝となり、攻撃の対象となることは容易に想定される。核兵器を含む軍事大国に挟まれた状況で紛争となれば、日本に甚大な被害をもたらすことは自明であり、日本としては両国の衝突は絶対に避けなければならない事態である。それにもかかわらず、日本政府は米国に一方的に加担し、対立を煽っているのであり、自ら危険な状況に追い込んでいるものと評価せざるを得ない。必要なのは平和的な解決であり、そのために日本が果たすべき役割は、一方に加担するのではなく、双方に自制を求め、対立を緩和することである。

(3)イスラエル及び米国によるイラン核施設への攻撃

2025年6月13日、イスラエルがイラン国内の核関連施設等を攻撃し、同月22日には米国もイラン国内の核関連施設3カ所(フォルド、ナタンズ、イスファハン)への攻撃を実施した。

イスラエル及び米国は、イスラエルとイランは断続的に相互に攻撃をする状態であったものの、直近でイランがイスラエルに対して攻撃を行った事実はなく、イスラエルに対する武力攻撃は生じていないから、イスラエルによる自衛権の行使は成り立たず、当然、米国による集団的自衛権の行使も要件を満たさないから、明らかに国連憲章に違反する暴挙である。

イランは、2015年に米英仏独中露の6大国との間で包括的共同行動計画(JCPOA)を締結したものの、2018年に米国トランプ政権が一方的に離脱したことへの対抗としてウラン濃縮を加速させていた。核兵器の開発・保有につながり得るイランのこのような行為自体は非難されるべきではあるものの、これを理由にイランへの武力攻撃が許容されるものではない。IAEAの報告によると、イランは、2025年1月時点で核兵器級となる純度60%までウラン濃縮を進めていたことが確認されているものの、イランはあくまで平和利用であるとしており、IAEAもイランが核開発を組織的に行っているとの証拠はないことを認めている。さらに、2025年4月以降、トランプ米大統領とイラン最高指導者ハメネイ氏は核濃縮に関する協議も行われていた。このような状況で、一方的に核兵器の脅威があるとして核施設を攻撃することは、断じて許されないというべきである。このようなことがまかり通るのであれば、原子力を利用する国は、特定の国に核開発の疑念を持たれれば攻撃を受けるリスクを負わなければならないことになる。

今回のイスラエル及び米国によるイラン核施設への攻撃は、核による被害をもたらしかねないものである上、攻撃を受けたイランが防衛のために核兵器の開発をさらに進める可能性も排除できない。実際、イランは、本件攻撃の前に核施設の重要な部分は退避させていたとの報道もあり、IAEAも攻撃後

²³ 2024年9月10日朝日新聞

(<https://www.asahi.com/articles/ASS9B0BQKS9BUHBI00BM.html>)

²⁴ 2024年10月31日NHKウェブサイト

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241031/k10014624621000.html>)。米国本土全域を射程に収める能力があるとされる。

²⁵ 2025年6月10日NHKウェブサイト

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250610/k10014830891000.html>)

の核開発の状況の把握ができない状況を作り出した。暴力によって核開発を阻止することは極めて困難であることを示したものに他ならない。

それだけでなく、かかる違法な核施設への攻撃を広島・長崎への原爆投下になぞらえた上で高く評価する米国トランプ大統領の態度は、唯一戦争における被爆によって凄惨な経験をし、二度と核による被害を生じさせないために活動してきた被爆者をはじめとする市民を愚弄し、核兵器を正当化するものに他ならない。唯一の戦争被爆国である日本が、このような米国の態度を許容することは絶対あってはならないにもかかわらず、岩屋毅外務大臣は、被爆国として抗議するどころか、「今回の米国の対応は、事態の早期沈静化を求めつつイランの核兵器保有を阻止するという決意を示したものと承知しています」と米国の攻撃を評価している。このような日本政府の態度は、核廃絶を希求する被爆国として到底許されるものではない。

(4)核をめぐる日本国内の情勢

ア 日本政府による米国と一体となった軍拡

2022年12月16日に閣議決定されたいわゆる安保三文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)は、敵基地攻撃能力の保有を認め、今後5年間の防衛費を43兆円と倍増させた。これに応じ、防衛費は2024年度は7.9兆円、2025年度は8.7兆円に上り、2026年度の防衛費概算要求は8.8兆円と報道されている²⁶。また、2023年12月には、防衛装備移転三原則も改訂され、ライセンス生産品のライセンス元国から第三国への輸出が解禁された。2024年3月にはイギリス、イタリアと共同開発する次期戦闘機の輸出方針も閣議決定するなど、憲法9条を有する日本が、武器商人としての性格も帶びつつある。

また、防衛の対象はサイバー領域、宇宙空間にも広がり、2025年には能動的サイバー防御法の制定、「宇宙領域防衛指針」の策定等もおこなわれている。

このように、2015年に制定された安保法制によって法律上戦争ができる国となった日本は、安保三文書の改訂とそれに基づく軍拡によって、戦争をする準備を進めていると言わざるを得ない。

敵基地攻撃能力の保有は、憲法9条の従来の政府解釈からしても、保持が禁止される「戦力」に該当するものであり、専守防衛政策を逸脱するものである。特に安保法制により集団的自衛権を肯定する現在の政府解釈の下では、他国に対する攻撃であっても自衛権を発動することが可能となり、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず、敵基地を攻撃することが可能となる。そうなれば、日本が戦争に巻き込まれる危険性が飛躍的に高まるることは明らかである。

岸田前首相に代わって首相に就任した石破茂首相も同様の方針を維持し、アジア版NATOの創設を掲げ、日米共同声明(2025年2月7日付)においては、自衛隊と米軍の指揮・統制枠組みの向上、南西諸島における二国間プレゼンスの向上、実践的な訓練・演習を通じた即応性の向上、拡大抑止のさらなる強化並びに同盟のサプライチェーン等の強化等、より一層米軍との一体化を進める内容となっている。

2025年10月には、石破氏に代わって高市早苗氏が自民党総裁に就任した。高市氏は、安倍元首相の保守主義のビジョンを支持することを明言し、過去には村山談話を無効にする、慰安婦問題へ過剰な攻撃を行うなど、歴史修正主義の立場からこれまで日本が培ってきた国際社会の信頼を破壊しよう

²⁶ 2025年8月20日 NHKウェブサイト

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250820/k10014898211000.html>)

としている。核兵器についても、高市氏は非核三原則のうち「持ち込ませず」は米国の核抑止力と矛盾するとして、見直す方針を示すなど、核廃絶とは真逆の立場にあると言わざるを得ない。

このような日本政府の姿勢は、周辺諸国に対する脅威を増大させるものにほかならず、軍事衝突を招きかねない危険なものであるといわなければならない。

イ 核兵器に対する日本政府の姿勢

日本政府は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現を掲げ、「核兵器を持たず、作らぬ、持ち込ませず」の非核三原則を国是とするなど、表面上は被爆国として核廃絶を追求している。しかし、その実態は、国家安全保障戦略において「核を含むあらゆる能力によって裏打ちされた米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を一層強化する」と述べている通り、米国の「核の傘」に依存し、核兵器の廃絶を目指す重要な成果である TPNW は無視しており、被爆国としての役割を果たしているとは到底評価できない。

石破首相(当時)も、2025年8月6日、広島平和記念式典において、「非核三原則を堅持しながら、『核兵器のない世界』に向けた国際社会の取組を主導することは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命」であると述べつつも、TPNW には一言も触れることなく、NPT 体制の下で核軍縮に取り組むとの従来の政府立場を踏襲している。また、石破首相が提唱したアジア版 NATO 構想では、米国の核兵器共有の検討が含まれている。

NPT 体制の下で、ロシアはウクライナに攻め入り核を背景とした恫喝を行い、iran はウラン核濃縮を進め、イスラエル及びアメリカはiran 核施設を攻撃した。米国が繰り返しシミュレーションを行う台湾有事では、核兵器が使用される危険性が相当程度高いと見込まれ、EU では核の傘の拡充が進められようとしている。このような危機的情勢で、従前と同じ立場を踏襲することが、唯一の戦争被爆国である日本のやるべきこととして正しいはずがない。日本政府がすべきことは、直ちに核抑止への依存から脱却し、核兵器禁止条約に基づく現実的な核廃絶を着実に進めることである。

ウ 原発への依存

安全神話に依拠した結果招かれた福島第一原発事故は、多くの人々のふるさと生活を奪った。放射線によって直接的に死亡した人はいないとされているが、2022年3月31日時点での震災関連死者数は、全国で3,789人であるのに対し、福島県だけで2,335人と6割以上を占め、その原因是原発事故に伴う遠方への避難や複数回に及ぶ避難所移動等による影響が大きいと分析されている²⁷。事故から14年が経過した今も、20,000人を超える人々が避難生活を余儀なくされている。

政府は、2018年7月策定の第5次エネルギー基本計画において、原子力発電について、安定供給、経済性、脱炭素性を担保する「ベースロード電源」として位置付け、2030年エネルギー믹스比率目標における原子力発電の割合は20~22%としたが、他方で、福島原発事故を受け、「可能な限り原発依存度を低減する」としていた。かかる方針は、2021年10月に策定された第6次エネルギー基本計画でも維持されている。

しかし、2025年2月に策定された第7次エネルギー基本計画においては、「可能な限り原発依存度を低減する」との文言は削除され、「再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要」とし、次世代革新炉の開発・設置の項目を盛り込んだ。さらに、2025年6月6日には、これ

²⁷ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/587226.pdf>

まで上限とされてきた 60 年を超えて原発の運転を認める法改正もなされている²⁸。このように、日本政府は、原発への依存を高めようとしている。

福島第一原発事故で明らかとなったとおり、一度原発事故が起きれば、取り返しのつかない甚大な損害を生じさせる。地震、火山、津波等、自然災害と隣り合わせにある日本において、原発に依存することは、極めて危険であるというほかない。また、安価な電源とする評価は、原発の新增設費用に加え、将来生じる廃炉費用、使用済み核燃料の処分費用、事故対応費用を含めて考えれば詭弁というほかない。再生可能エネルギーのコストダウンが進みつつある今、原子力発電に頼らなければならない理由などない。加えて、周辺国による核兵器の脅威を強調しながら、全国に原発を配置することは矛盾といふほかない。日本を滅ぼそうと思えば、核兵器など使わなくとも、各地の原発に通常兵器を打ち込めば足りる。ロシアによるザポリージャ原発の占拠の事例が示す通り、戦争状態となれば、原発が攻撃対象となる可能性を排除できない。安全保障の観点からも、原発への依存は非常に危険なものといわなければならぬ。

結局、日本政府の原発依存政策は、その危険性に目を向けず、将来生じ又は生じうる費用や放射性廃棄物による地球環境汚染などを無視したものに他ならない。

エ 核兵器をめぐる新たな主張

2025 年 7 月 20 日に投開票された参議院議員選挙では、参政党が 14 議席と大きく票を伸ばした。毎日新聞による当選者に対するアンケート結果によると、125 人中 8 人が「核兵器を保有すべき」と回答し、うち 6 人は参政党であったことである²⁹。同党のさや氏は、「核武装は安上がり」等と述べている。

かかる主張は、核抑止論自体が極めて不確実かつ危険なものであることを全く理解しないことに加え、日本も加盟する NPT においても核保有をすることが禁止されていることを理解しないものであり、国政を担う国会議員として著しく不適切であると言わざるを得ない。

また、核兵器自体の開発には莫大な費用がかかることは自明であり、核兵器を使用するシステムの構築、維持管理等、経済面からも全く根拠がないことに加え、核兵器を有することで招くことになる国際的な危機、人的・機械的ミスによる誤発射等、核兵器保有のリスクは計り知れない。万が一にでも、核兵器が使用されてしまえば、決して取り返すことのできない被害を生じるのである。参政党の核保有論は、このような核兵器の現実を全く理解しない主張といふほかない。

他方で、このような荒唐無稽な主張をする候補者が国政選挙で一定の支持を得たことは十分に留意しなければならない。核兵器を許容するような世論の広がりは何としても食い止めなければならない。

(5) NPT 及び TPNW をめぐる情勢

2025 年 4 月から 5 月にかけて行われた第 3 回 NPT 準備委員会は、核軍縮を進展させることを求める非核兵器国と安全保障環境の悪化を理由にこれを拒む核兵器国及びその傘下の国々の対立、また、核兵器保有国同士の対立により、議長によるサマリーが提出されたもののコンセンサスに至らず、コンセンサス採択された最終報告書には核軍縮に向けた具体的な内容は含まれなかった。2026NPT 再検

²⁸ 2025 年 6 月 6 日 NHK ウェブサイト

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250606/k10014827121000.html>)

²⁹ 2025 年 8 月 1 日毎日新聞

(<https://mainichi.jp/articles/20250731/k00/00m/010/340000c>)

討会議準備委員会は、3年連続で実質的成果文書の合意なく終わったこととなる。ロシアによるウクライナのザポリージャ原発占拠を非難する欧米に対し反抗するロシア、中東の国々が求める中東非核地帯に対しイスラエル保護の立場から反対する米国等、核兵器国等の身勝手な態度が如実に表れたものといえる。

また、上記のイスラエル、米国によるイラン核施設の攻撃に対し、イランは「特別措置」を講じるとIAEAに通告し³⁰、IAEAとの協力停止の計画を議会で承認した³¹。核施設への攻撃以降、IAEAはイランへの査察ができない状況が続いている。英仏独は、イランに対しアメリカとの核協議の再開を求め協議を行っていたものの、協議は不調に終わったとして、スナップバック条項³²を発動し、制裁を再開する手続を始め、G7はこれを支持する声明を発出した。イランはこれに強く反発している。イランではNPTからの脱退を主張する声もあり³³、正にNPT体制は危機的な状況にあるといえる。

他方、TPNWは、2025年10月時点で参加国は99か国（うち批准国は74か国）であり、3月には、国連本部において第3回締約国会議を開催した。採択された政治宣言では、核兵器が人類にとって深刻な脅威であり、核軍備の増強、核抑止論への依存、核拡散リスクの増加等核戦争リスクが増していくとの現状認識のもと、核兵器のない世界の実現へ強い決意が示された。同政治宣言では、科学諮問グループによる核兵器の非人道性についての科学的分析に基づき、核抑止論に基づく安全保障政策を批判し、被害者援助・環境修復についての取組みも言及された。核兵器国側と対立するだけでなく、科学的根拠に基づき、対話を重視して核廃絶を目指すものである。2026年には条約発効後5年目を迎えるため、同年11月30日～12月4日に第1回検討会議が開催されることも決定した。

以上のとおり、機能不全に陥りつつあるNPTに対し、TPNWは着実に核兵器廃絶への道を進みつつある。しかしながら、核兵器国も参加するNPT体制を崩壊させることは、核兵器国と非核兵器国の溝をさらに広げ、無限定の核拡散を招きかねない。NPTとTPNWは車の両輪として相互に補完しながら核廃絶への道を進まなければならない。

しかし、日本政府は、米国の核の傘による核抑止を不可欠なものとし、安全保障に支障を來すとして、相変わらずTPNWを敵視し、条約に参加するどころか、締約国会議へのオブザーバー参加すらしていない。このような日本政府の態度は、唯一の戦争被爆国として核廃絶に向けた責務を果たしているとは全く評価できない。

（6）国内司法分野の動向

ア 黒い雨訴訟

2021年7月14日の広島高裁判決と国による上告断念により、国が指定した援護区域の外にいた住民たちを被爆者と認め、被爆者健康手帳を交付することが命じられた判決が確定した。これに従い、政

³⁰ 2025年6月23日ロイター通信 (https://www.reuters.com/world/europe/iaea-chief-expects-very-significant-damage-irans-fordow-site-2025-06-23/?utm_source=chatgpt.com)

³¹ 2025年6月24日ロイター通信 (https://www.reuters.com/world/middle-east/iranian-parliament-committee-approves-general-plan-suspend-cooperation-with-iaea-2025-06-23/?utm_source=chatgpt.com)

³² 2015年イラン核合意によって解除された安保理制裁の全てについて、イランが重大な違反を犯した場合に復活させる規定。核合意参加国が安保理に通知し、安保理が30日以内に制裁解除措置の継続を決議できなければ制裁が全面復活する。

³³ 2025年7月2日東京新聞 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/416718>)

府は、2022年4月から新たな被爆者認定制度を開始した。しかし、新制度では、11種類の疾病の罹患と「黒い雨」に遭っていることが条件とされたため、一部の申請者は却下された³⁴。広島高裁判決では、認定した降雨域外でも、直ちに降った事実を否定すべきではなく、供述の信用性を慎重に吟味すべき、としているものの、必ずしもこの認識の下で判断されているとはいがたい。そのため、この新たな制度の下でも救済の対象外とされた被爆者23名と申請後も処分がなされていない申請者が、2023年4月、被爆者と認定することを求める訴訟を広島地裁に提起した。その後追加提訴がなされ、原告は2025年5月13日時点で84名となっている³⁵。

長崎においては、国が定めた被爆地域外で長崎原爆に遭った「被爆体験者」ら44人（うち4人死亡）が、長崎県や長崎市に被爆者健康手帳の交付などを求めた訴訟で、2024年9月9日、長崎地裁は原告44名のうち15名を被爆者と認定する判決を言い渡した。援護区域内にいた人のみを被爆者とする国の認定を否定し、被爆者の対象を広げた点は評価できるものの、2021年広島高裁判決に比較しても対象は極めて狭められており、不当な判断と言わざるをえない。現在は控訴審に係属しており、2025年10月1日に結審する予定であったが裁判官交代により審理が継続している。

2025年6月には、岡山でも不認定処分の取消訴訟が開始されている。

司法により救済範囲が拡大されたこと自体は歓迎すべきであるが、その補償は不十分であり、国による画一的な線引きは、被爆者間での分断を進めている。何の咎もなく原爆に巻き込まれ、心身を蝕まれる痛み、恐怖、不安に長期間にわたって苛まれてきた被爆者の被害に政府は真摯に向き合い、より充実した救済施策を実施すべきである。

イ ビキニ被ばく訴訟

米国によるマーシャル諸島での水爆実験により被ばくした船員と遺族による、労災保険の一種としての船員保険の申請を不認定とした全国健康保険協会の処分の取消しと、国に対する損失補償を求める訴訟が2020年3月に高知地裁に提起された。このうち、処分取消訴訟については、行政事件訴訟法上の専属管轄を理由に東京地裁に移送されたが、損失補償請求は高知地裁で審理がなされている。

日本政府と米国政府による政治取引によって、1955年初めに船と魚の放射能汚染調査が中止となり、第五福竜丸以外の船員の継続調査は行わず害の実態が隠されて疫学的な調査などがなされていない。その結果、被ばくの事実の立証などの点で困難な点が存在するが、1980年代以後の高知現地の地道な調査、更にはその後専門家の協力の下に訴訟が進められている。また、核実験の被害者に対する救済は放射性物質による被害としてTPNWにおいても述べられているものである。核実験による放射性物質が広範囲に降下したこともあり、どの範囲で被害救済が図られるべきか、核被害者援助の大きな問題であるが、原爆症認定訴訟以来の経験を踏まえて訴訟が進められており、その範囲を問う意味も持つ。昨年被ばくから70年を経過しており、被災した船員の人びとの補償は一刻の猶予もない。今後二度と同様の被害を出さないためにも、迅速かつ適切な補償が求められる。

³⁴ 2025年6月末時点では、新基準のもと、広島では新たに7128人が被爆者に認定されたが、416人が却下されており、却下された人のうち300人について、県と市は「降雨域の範囲外という理由で却下していない」と主張している。2025年8月3日時事通信
(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025080200299&g=soc>)

³⁵ 2025年5月13日中国新聞(<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/641547>)

ウ 原発訴訟

福島原発事故の被害者らによる国と東電に対する集団訴訟は、全国で約 30 件に上っているが、2022 年の 4 訴訟(生業、千葉、群馬、愛媛)の最高判決により、東京電力が中間指針を超える損害について賠償責任を負うことが示されたもののその補償内容は十分とはいはず、また、国の責任は否定されており、不当判決であった。同判決をめぐっては、裁判体を構成した 5 名の裁判官のうち、3 名が東電代理人を務める法律事務所出身であったり、被告側から元最高裁判事による意見書が提出されるなど、原子力ムラと最高裁との癒着が指摘されている。電力会社と法曹の癒着から被災者への救済が狭められることは司法の独立も揺るがすものであり、決して許されない。現在でもかかる不当な最高裁判決を是正せるべく、被災者らがたたかいを継続している。これに対し、東京電力は、一部の原告に対して自ら支払った賠償金は払い過ぎであり、その分は慰謝料から控除すべきである、として、複数名の原告の証人尋問を請求するなど極めて不当な対応を取っている³⁶。自ら回復し得ない損害を数多くの人々に与えた企業として到底許されない対応である。

原発の再稼働を阻止するための訴訟も数多くたかわれているが、2025 年には、名古屋高裁の高浜原発・美浜原発の運転期間延長認可処分等の取消訴訟における請求棄却判決、松山地裁・広島地裁による伊方原発運転差し止め訴訟の請求棄却判決、鹿児島地裁による川内原発の操業停止訴訟の請求棄却判決等、原発の危険性を顧みない判決が続いている。上記のとおり、度重なる地震によってその危険性が顕著になっている中、経済的利益のみを追求し、人々の命や暮らしをないがしろにする態度は強く非難されるべきである。

東京電力役員の責任を追及する訴訟も進められているが、東京電力株主による東電役員らに対する株主代表訴訟では、東電役員ら 4 名に対し 13 兆円を超える損害賠償の支払いを命じた東京地裁判決を、東京高裁はこれを取り消し、経営陣の責任を否定した。また、東京電力役員の刑事責任の訴追を求める刑事裁判においても、2025 年 3 月、最高裁が指定弁護士の上告を退け、無罪が確定している。極めて危険な原子力発電を保有する企業の経営陣の、人々の命と安全を守るべき重い経営上の責任を否定したものであり、極めて不当と言わざるを得ない。

(7)情勢のまとめと当協会の役割

今、世界は分断の危機に瀕している。ロシアとウクライナ、イスラエルとガザ、イラン等をめぐる国同士の対立、米中の 2 大国の対立の激化のみならず、アメリカファーストを掲げ排外主義に基づく政策を押しすすめるトランプ政権や、「日本人ファースト」を標榜し外国人の排除や戦前回帰を志向する参政党が日本でも大きく票を伸ばしたことに象徴されるように、国内単位でも、差別と分断が横行しつつある。このような分断された社会では、衝突が起きることは避けられず、暴力のエスカレーションによって悲惨な結果を招きかねない。

その悲惨な結果のうち最たるもの引き起こすのが核兵器である。核兵器をもって相手を脅すことでの自らへの攻撃を抑止する、という核抑止論は、一見もつともらしく見えても、相手が攻撃を抑止するとの保証などどこにもない。そのことは、前記 CSIS のシミュレーションにおいて、核兵器の能力では圧倒する米国に対して、中国が約半数の事例で核兵器を使用する結果となったことからも明らかである。また、核抑止論は終局的には核兵器の使用を肯定するものであり、壊滅的で非人道的な結末、すなわち、ヒロシマやナガサキで引き起こされた極めて悲惨な被害を肯定するのである。さらに、核兵器が抑止の目的のみで所持・使用されるとの保証はどこにもなく、時の支配者によって他の目的でも簡単に使用される上、人的・技術的なミスによる使用、偽情報による使用、サイバー攻撃による意図しない使用等、その

³⁶ 生業訴訟原告団・弁護団 HP (<http://www.nariwaisoshou.jp/activity/entry-905.html>)

リスクは計り知れない。一度核兵器が使用されれば、核兵器の応酬となる可能性は排除できず、そうなれば核兵器による「死の灰」等によって、地球環境自体も取り返しのつかない事態となる。

戦後 80 年を迎える今年、分断と対立が激化し、目前に核兵器による非人道的な結末が迫っていることを、深く憂慮せざるを得ない。

他方で、市民社会や一部の国・地域は、そのような結末を何としても防ごうと、懸命に核廃絶に向けた取組みを行っている。TPNW はその象徴であり、被爆者をはじめとした市民等による地道な取り組みの成果である。TPNW は、核兵器国の無視や妨害を受けながらも、着実にその歩みを進め、分断と排除ではなく、対話と協調により、この世から核兵器をなくす道を模索している。

核抑止論と核兵器禁止条約、今の社会において核廃絶を現実的になし得るのがどちらかは自明である。当協会は、核兵器の廃絶を目指す法律家団体として、過去の過ちによる多大な犠牲を経て作り上げられてきた国際法秩序を乱すことを許さず、TPNW に基づく現実的な核廃絶の道を進め、一刻も早くこれを実現するため、尽力しなければならない。

II. 活動報告と活動方針

当協会は以下の目標を掲げて活動を進めてきた。

《目標》

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。

核威嚇が行われ核使用のリスクがかつてなく高まる中、核兵器廃絶は、核抑止を絶対視する日本政府のいうような「厳しい安全保障環境」を考慮した「究極の目標」ではなく、一刻も早く実現しなければならない喫緊の課題であることを銘記する。国際的に核抑止論を打ち破るために議論が深化していることを踏まえ、あわせて、「平和を愛する諸国民の公正と信義」による安全の確保を展望する。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点であり、核兵器の廃絶の運動と共に、核兵器によって甚大な被害を受けた被爆者の救済を求める運動もしなければならない。当協会は、被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、朝鮮半島出身の被爆者をはじめとする在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

TPNW6 条 7 条の議論が深まる中、3MSP を経て 2026 年第 1 回検討会議に向け国際信託基金の創設が具体化しつつある。高齢化が進む被爆者への支援を急がなくてはならない。同時に、ビキニ被災船員や「黒い雨」訴訟にかかる被爆体験者の支援にも留意する。

3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故への反省もなく、老朽化した原発の再稼働や新たに原発増設を進めている。また、日本政府は、国民や周辺諸国の反対に耳を傾けること無く、福島第一原発の事故で発生する汚染水(ALPS 处理水)の海洋放出を開始した。さらに、2025 年 6 月には、「復興の基本方針」を変更³⁷し、「特定帰還居住区域」について、「『区域から個人へ』という考え方に基づき個人の意向を尊重する」としたが、放射線被害を軽度に装う姿勢の表れの一つといえる。未曾有の被害をもたらした福島原発事故により、原子力発電と人類は共存でき

³⁷ [2_20250620_kihonhousin.pdf](#) 「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本 方針の変更について」参照。

ないことは明らかであり、原発に依存する社会は、将来さらなる凄惨な被害をもたらしかねない。政府に歯止めをかけるために、当協会は、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化する。

《活動報告と活動方針》

上記目標に照らして今期の活動を振り返り、個別課題の到達点と課題を明らかにし、次期活動の方針と行動を提起する。

とりわけ、2026NPT再検討会議とTPNW第1回検討会議とを控えた次年度市民社会における法律家団体として当協会の果たすべき役割に留意し、情勢の特徴を踏まえた方針提起が求められている。

核兵器国間の対立と分断によってNPT体制が揺らぎつつある一方、TPNW推進国は核抑止論克服に向けて新たなステージに入った。TPNW第3回締約国会合(以下、3MSP)の「政治宣言」において、科学的証拠に基づき、保有するか否かにかかわらず核兵器は「すべての国の安全保障にとって脅威」であることが示された。同時に、私たちは核に依存しない安全保障のあり方を市民社会に提言し、議論を深めていく必要がある。

核武装や核共有が、あたかも自国の安全保障の最善策であるかのような言説に対し、核抑止論に基づくそれらの「安全保障」の虚妄と危険性を示すとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」安全と生存を保持する安全保障政策の現実性と必然性を、説得力をもって示さなければならぬ。

そのため、当協会は、次年度活動方針として、TPNWのこれまでの成果物を学び、広げ、市民社会のあらゆる場で議論を深めていくこと、あわせて、日本国憲法の理念を語り、市民との対話を通じて、「核兵器も戦争もない世界」の実現が絵空事ではなく、諸国家間の外交努力による信頼醸成によって可能となる現実的な政策であるという確信を広げていくことを重視する。

1. 総会と創立30周年企画の総括、並びに意見交換会を含む今後の課題

2024年11月16日、当協会は、創立の地広島で総会を開催し年間総括と今後の方針を決議した。総会後には当協会30周年企画を行い、当協会30年のあゆみをスライドで振り返るとともに、登壇者から「核兵器廃絶のために、今、私がしていること、これからしたいこと」を語ってもらうリレートーク等の企画を実施した。(一社)かたわらのサポートを得て、ハイブリッド方式(現地会場参加及びZOOMによるオンライン併用)で開催し、当協会企画としては初の試みであるライブ中継も行った。申込者総数76名、現地参加者40名、オンライン参加者20名+a。企画後もYouTubeでのアーカイブ視聴回数は伸びている。メイン企画のリレートークには、現地参加・オンライン参加を交え田中美穂さん、市田真理さん、浅野英男さん、小倉桂子さん、崔鳳泰さん、小溝泰義さん、中村里美さん、盈進中高ヒューマンライツ部の学生、原和人さん、渡部朋子さん、渡邊眞一さん、斎藤とも子さんらに登壇いただいた他、ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の田中熙巳代表委員や詩人で活動家のアーサー・ビナード氏からのビデオメッセージが寄せられ、また同日広島で最終日を迎えた「ICANアカデミー」³⁸から川崎哲さん・ICANティム・ライトさんが駆け付け、挨拶に立った。尚、青年法律家協会弁学合同部会、日本被団協、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、原水禁日本国民会議、原水爆禁止日本協議会、並びに海外からはIALANA加盟団体であるLCNP(核政策法律家委員会)、Western States Legal Foundation(西部州法律財団)、カザフスタン、パキスタン(ワヒード・アフマド

³⁸ 「ICANアカデミー」成果を発表「被爆体験を心に生かす」| NHK 広島のニュース
<https://www3.nhk.or.jp/hiroshima-news/20241116/4000027645.html> 参照。

Dr.)、World Peace Lab Poland（ポーランド世界平和研究室）から祝電・メッセージが寄せられた。

企画終了後参加者からは、核廃絶にとりくむ団体が多数あることを初めて知った、貴重な学びを得られた、30年やつてきたことが無駄ではなかつたと確信できた、といった感想が寄せられ、成功裡に幕を閉じたが、同時に、現地における協力体制の構築やメディアへの働きかけ方、配信におけるデジタル関連体制などの課題も指摘された。今後の活動に生かすため、全体として30周年企画の位置づけ・獲得目標が関係者の共通認識になっていたか、今後の検討が必要である。

本総会後開催する意見交換会「2026年に向けて市民社会の課題は何か—北東アジアの視点から考える」では、2026NPT再検討会議(2026年4月27日～5月22日)、TPNW第1回検討会議(同11月30日から12月4日)を控え、核抑止論克服のために市民社会が果たすべき役割について議論を深める場と位置づけ、多くの市民の参加を呼びかけてきた。中国と台湾・韓国・北朝鮮の事情に精通したパネリストを迎え、日本からは当協会山田寿則理事に加わってもらい、北東アジア非核化の道を市民とともに探る機会とする。2024年30周年企画では、当協会と他の市民団体・個人あるいは他の市民団体・個人同士のつながりを広げる場としての意識が弱かったとの反省を踏まえ、登壇者と参加者、あるいは参加者同士の双方向性を追求する意見交換会を目指す。

2. 韓国人被爆者との連携について—アメリカの原爆投下を裁く国際民衆法廷のとりくみへの支援・協力

2026年ニューヨークでの「原爆投下を裁く国際民衆法廷」開催を準備している在韓被爆者をはじめとする韓国市民社会に対し、民衆法廷の実践や米国内での提訴を検討³⁹した経験を持つ当協会は、引き続き可能な支援・協力をを行う。

3. 国際会議への代表派遣

(1) TPNW締約国会合並びにTPNW第1回検討会議への代表派遣

2025年3月3日から7日に開催された3MSPに、当協会は、山田寿則理事を代表派遣した。同理事は、会合期間中、各日の傍聴内容を、核兵器をなくす日本キャンペーンによるライブ中継を通して発信し、Web上にレポートもアップしている。帰国後は8項記載の核フォーラムにおいて3MSPの成果と課題を報告した。3MSPでは、核抑止による安全保障パラダイムへの明確な批判が打ち出され、かつ核被害者援助・環境修復の課題で大きな進展がみられたことが報告されている。

2026年11月30日から12月4日にかけて開催されるTPNW第1回検討会議についても、当協会は代表派遣を行う予定であり、国際舞台における核兵器廃絶にむけた議論の深化、とりわけ核抑止論に対抗するために科学的根拠を援用し説得的な主張を展開する「安全保障上の協議プロセス」にかかる最先端の議論の深化を、日本の市民社会に広げる役割を果たしていく。あわせて、日本政府に少なくともオブザーバー参加するよう市民社会と協働して働きかけを強めていく。

(2) 2026NPT再検討会議第3回準備委員会並びに2026NPT再検討会議への代表派遣

2025年4月28日から5月9日に第3回準備委員会がニューヨークにおいて開催され、前節(1)に続いて、当協会は山田寿則理事を代表派遣し、同理事は3MSPの際と同じく、核兵器

³⁹ 当協会サイト「新原爆訴訟の提案」https://www.hankaku-j.org/list_b_3.html 参照。

をなくす日本キャンペーンによる中継配信や Web 上でのレポート発信に貢献し、帰国後は 2026NPT 再検討会議第 3 回準備委員会における状況を踏まえたレポートを作成し当協会機関誌『反核法律家』№124（2025 年秋号）⁴⁰に寄稿した。

NPT 体制の下で、核軍縮への合意を妨げ、分断を持ち込んでいるのは、核保有国・核の傘国の側であることが益々明らかになりつつある。イスラエルと米国によるイラン核施設攻撃は、国際法上許されない行為であると同時に、I 項(3)及び(5)記載の通り、イラン国内では NPT 体制からの脱退を主張する声もあり、いっそうの核拡散を招きかねない状況を生み出している。当協会は、2026NPT 再検討会議に代表派遣を行い、現地での情報収集と市民社会との共有・発信に引き続き努めるとともに、NPT 締約国が NPT6 条の完全実施、すなわち核軍縮誠実交渉とその完結義務を果たすよう、市民社会とともに注視していく。あわせて、声明の発出やイベントの実施など「核兵器も戦争もない世界」を実現するための提案をアピールする方法を検討する。

4. 声明の発出

今期、当協会は「被爆 80 年にあたり、核抑止論から脱却して日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める声明」（英訳：On the Occasion of the 80th Anniversary of the A-bombing, Breaking Free from the Theory of Nuclear Deterrence to Join the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）（2025 年 6 月 20 日）、「イスラエルによるイランへの武力の行使に抗議し、即時に攻撃の停止を求める声明」（英訳：Statement protesting Israel's use of force against Iran and calling for an immediate halt to the attacks）（2025 年 6 月 20 日）、「米国によるイランの核施設に対する武力攻撃員抗議する声明」（英訳：Statement of Protest against U.S. Armed Attack on Iran's Nuclear Facilities）（2025 年 6 月 26 日）を発出した。その都度ホームページに掲載する他、当協会のマーリングリストはもとより参加する他団体のマーリングリストに発信し、海外には英訳文を紹介してきた。

引き続き、当協会は時宜にかなった声明等を発出し、法律家団体としてのイニシアティブを發揮していく。

5. IALANA との連携

今期 IALANA は、5 月に Board Meeting が、7 月に共同会長会議が呼びかけられたものの、いずれも日程の折り合いがつかなかったため、改めて 11 月 8 日に Board Meeting が設定され、当協会から佐々木猛也 IALANA 共同会長（当協会理事）・森一恵当協会事務局長・山田寿則 IALANA 理事（当協会理事）が参加した。IALANA では長らく事務局長が不在の状態が続き、IALANA は組織的に困難を抱えている。当協会内の議論を踏まえ、佐々木猛也共同会長から他の共同会長宛に手紙を発出することも検討している。

一方で、ポーランドの IALANA メンバーである Pasquale Policastro 氏との交流が、森事務局長を通じて続いている。同氏の劣化ウランにかかる論稿や森林保護活動が紹介されたり、ウラニウムにかかるオンラインでの学習会（意見交換会）を呼びかけられたりしている。

また、平和首長会議等の日程にあわせて来日した John Burroights 氏と、8 月 5 日には広島で内藤雅義副会長・佐々木猛也理事・足立修一理事が懇談し、8 月 10 日には森事務局長

⁴⁰ 同誌 2 頁以下に掲載

が長崎で交流した。John Burroghs 氏には当協会の活動及び核被害者援護にかかる訴訟等を伝え、IALANA の状況についての意見を交わした(長崎での交流の模様に関する記事を、森事務局長が執筆し機関誌『反核法律家』2025年冬号(№125)に掲載する)。

当協会は、発出した声明の英訳を IALANA メンバーに送るなど今期も情報発信に努めてきたが、引き続き可能な範囲で IALANA への協力・連携を進めていく。

6. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会・核兵器をなくす日本キャンペーンとの協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会（以下 NGO 連絡会）は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動する NGO・市民団体の連絡組織である⁴¹。共同代表には当協会大久保賢一会長、同足立修一理事も加わり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される定例会合には当協会の役員数名が参加している。

NGO 連絡会を母体とする「核兵器をなくす日本キャンペーン」（以下、日本キャンペーン）は、発足1周年を迎えるにあたり、以下の取り組みを精力的に行ってきました。

2月8~9日には「被爆80年 核兵器をなくす国際市民フォーラム」を開催し、約900名が参加（会場参加600名、オンライン参加約300名）するという成功を収めた。尚、このフォーラムでは3MSPに向けた提言書が作成された。2月26日には3MSPへの対応をめぐる政府とNGOの意見交換会を行った他、3MSP会期中の3月2~7日には「世界中継2025春ニューヨーク核兵器禁止条約速報」を、2026NPT再検討会議第3回準備委員会の会期中の4月29日~5月3日には「国連から生中継！核兵器をなくすNPTレポート」を、現地と日本とを結んで中継配信を行っている。また、6月1日には、「核兵器をなくす日本キャンペーン」発足1周年記念イベントが行われ「政策提言 核兵器禁止条約マニュフェスト」が発表された。

8月5日には2018年以降重ねられてきた国会議員討論会、9月27日には恒例の核兵器廃絶のための国際デー記念イベント（国連広報センター共催）として「平和・核廃絶キャリアフェス～『核兵器をなくす』を仕事にする～」が開催されている。

10月11日には、NGO連絡会に参加する反核平和団体が多数実行委員会に加わる「被爆・戦後80年企画～核兵器も戦争もない世界を求めて～記憶を受け継ぎ未来へ～」が開催され、当協会も賛同団体として協力した。

当協会は、引き続き NGO 連絡会と日本キャンペーンの諸活動を支え、協力・協働を進めます。日本政府にTPNW参加を促しTPNWの普遍化や核被害者救済・環境修復並びに「核兵器も戦争もない世界」の達成に貢献する機会と位置づけ、当協会も積極的にとりくむ。

尚、7月23日、日本被団協・日本原水協・日本原水禁の3団体により核廃絶に向けて国民的運動を呼びかける共同アピールが発表された。等しく NGO 連絡会のメンバーながら、長らく独自に運動を展開してきた原水協と原水禁が、被団協を交えて共同アピールを発出したことは、日本における核廃絶運動の新たなステージを象徴するものといえる。

7. 他団体との連携

(1) 「原発と人権」ネットワークとの協力協働

⁴¹ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。<https://nuclearabolitionjpn.com/>

「原発と人権」ネットワークでは定期的に会議が行われ議論が重ねられており、当協会からも複数名が会議に参加し、次期のとりくみについて協議に加わっている。5月28日には、学習会「老朽原発の安全性を問う」(講師:後藤政志氏)がオンラインで行われた。I項(4)ウ記載のとおり、政府は第7次エネルギー基本計画において「原発依存度を低減する」との文言を削除し、かつ老朽原発の運転を認める法改正を行っている。また《目標》で前述した通り被災地への帰還について個人の判断で帰還を可能にして、放射線被害を軽視するかの姿勢を見せている。9月26日には、これに関するオンライン学習会「【閣議決定】放射線管理の責任が「区域から個人へ」～放射線衛生学の専門家が読み解く閣議決定の意味～」も開催された。当協会は引き続きネットワークとの連携を進めていく。

(2) 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費1万円を負担している。また、当協会の大久保会長（理事）、内藤副会長（理事）らが役員として活動に関わっている。

ノーベル平和賞受賞記念講演において、田中熙巳日本被団協代表委員が、被爆者の高齢化が進む中、被爆者の運動を次代につなぐ鍵として「継承する会」の名を挙げたように、これまで以上に「継承する会」との連携を強める必要が確認されている。当協会も加盟団体として引き続き「継承センター」の設立に協力していく。

(3)「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

(4) 改憲問題対策法律家6団体との連携

改憲問題対策法律家6団体連絡会（以下、「法律家6団体」という。）は、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会の6つの団体で構成され、政府の違憲行為や「憲法改正」の企てに対し、協働して集会を開催したり声明を発表したりするなどの活動を行ってきた。また10月4日には、講師に招いた清水雅彦氏の「参政党の危険性」、同石川康宏氏の「参議院選挙の結果を踏まえ、左派リベラルの課題」と題する基調講演から学ぶ半日合宿を開催している。

当協会も参加団体として、平和憲法を擁護し、核兵器廃絶を目指す立場から、法律家6団体のとりくみに協力してきた。また分担金4万円を負担し財政的にも法律家6団体の活動を支えている。石破元首相は5月「（憲法の）現状にそぐわない部分は果断に見直し」との見解⁴²を示し、10月4日の自民党総裁選で新総裁となった高市早苗氏も、I(4)ア項記載の通り、安倍改憲の継承を掲げ総裁選では「スパイ防止法」の制定を公約するなど、憲法の価値観と相容れぬ立場を表明しており、法律家6団体の活動はますます重要かつ緊急性を増している。9条改憲、核共有、敵基地攻撃能力・反撃能力の正当化などの目論見を許さず、憲法の完全な実施と平和外交による国際社会への働きかけによって核廃絶を目指す立場から、引き続き連携を強めしていく。

(5) 創価大学法学部「人間の安全保障フィールドワーク」の学生の当協会訪問

2025年8月23日当協会連絡先事務所である大久保賢一法律事務所にて、ここ数年恒例となっている学生訪問を受けた。大久保賢一会長より当協会の概要とその取組、核をめぐる情勢等について報告した他、山田理事よりコメントを加え、質疑応答を行った。学生らの核廃絶の実現可能性についての疑問に対し、核抑止の危険性を説得力をも

⁴² <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250523/k10014814921000.html> 参照。

って語り、学生らの興味関心にこたえた。当協会は引き続き、次世代を担う学生・若者とのつながりを重視していく。

8. 核フォーラム

本年の開催は以下の通り。

開催日	参加者数 ※ () 内は 申込者数	報告者並び にコメント ーター	テーマ
3月 20 日 (2025 年)	17 (28) 名	浅野英男 山田寿則 荒木さくら	核兵器禁止条約第3回締約国会合の成果 と課題

今期の核フォーラム⁴³は、2025年3月3日から同7日にかけて開催されたTPNW3MSPに当協会から代表派遣された山田寿則理事をはじめ、現地参加した核兵器をなくす日本キャンペーンコーディネーターの浅野英男さん、反核医師の会・ABC for PEACEの荒木さくらさんを登壇者に迎えて行った。荒木さくらさんは、反核医師の会若手グループABC for PEACEに所属し、同グループが主催した2月8、9日の国際市民フォーラム企画の一つである分科会「Bridge！～医療・法律・教育をつないで次世代継承を考えよう～」に、当協会大住事務局次長が招かれて登壇したつながりから今回の核フォーラムに登壇されることになった。

参加者から寄せられたアンケート結果からも好評だったことがうかがえる。さらに13名からは後日視聴希望が寄せられ、YouTubeにアップ（限定公開）して要望に応えた。

次期も引き続き、核フォーラムは当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場と位置付け、TPNWやNPTの動向など市民社会の関心・ニーズに応えるテーマで自由闊達な議論ができるよう、また後日視聴希望にも応えられるよう工夫していく。あわせて公開方法についても、検討を進める。

9. 理事会及び役員体制

下記のとおり、ほぼ月1回のペースで理事会を開催（全体オンラインZOOM）した。下記記載の主な議題の他、毎回議論の冒頭に核をめぐる直近情勢について意見を交わした。理事会参加者が固定化してきており、引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者数	主な議題
12月 19 日 (2024 年)	9名	2024 総会・反核法協創立30周年記念企画総括、 10/10,11/21BoardMeeting、10/29IALANA アーラ・スキリヤンさんとの懇談会、TPNW3MSP 代表派遣及び核フォーラム計画、NGO 連絡会・日本キャンペーン報告/2025/2/8,9 核兵器をなくす国際市民フォーラム、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、2025年間日程確認、外
1月 16 日 (2025 年)	9名	TPNW3MSP 及び 2026NPT 第3回準備委員会代表派遣、3/20 核フォーラム準備、NGO 連絡会・日本キャンペーン報告/2025/2/8,9 核兵器をなくす国際市民フォーラム、IALANA 分担金について、「原発と

⁴³ 内容は、機関誌『反核法律家』No123(2025年夏号)で紹介。

		人権」ネットワーク、非核の政府を求める会(1/13 新春シンポ)報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
2月 17 日	10名	2025/2/8,9 核兵器をなくす国際市民フォーラム参加報告、TPNW3MSP 及び 2026NPT 第 3 回準備委員会代表派遣、3/20 核フォーラム準備、当協会事務局体制について、IALANA 分担金について、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、弁護士登録抹消済理事につき本年総会時に退任扱いすることの確認、外
3月 18 日	8名	3/20 核フォーラム確認、3MSP 代表派遣報告、当協会事務局体制状況報告、3/13NGO 連絡会、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、オンライン寄付システム導入に伴う会則(規約)改訂について、外
4月 15 日	8名	3/20 核フォーラム報告、機関誌別冊 TPNW コメンタリー増補改訂版の制作、2026NPT 第 3 回準備委員会代表派遣、4/3NGO 連絡会例会、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、オンライン寄付システムの導入と会則(規約)改定、機関誌次号No.123 の進捗状況、会員拡大における法学生へのアプローチについて、「原爆裁判」資料書籍化の状況、外
5月 19 日	11名	2026NPT 第 3 回準備委員会 現地参加者・派遣者による報告、核フォーラムの持ち方及び 11 月総会・意見交換会について、機関誌別冊 TPNW コメンタリー増補改訂版の制作、IALANA Board Meeting 日程調整と IALANA 新事務局長就任、日本キャンペーン 6/1 イベントと NGO 連絡会 5/1 定例会、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、オンライン寄付システムの導入と会則(規約)改定、当協会会計状況、外
6月 16 日	10名	11 月総会・意見交換会(兼核フォーラム)企画の検討、機関誌別冊 TPNW コメンタリー増補改訂版の制作と機関誌No124 企画・スケジュール、IALANA Board Meeting 状況、6/1 日本キャンペーン発足 1 周年イベント／6/5NGO 連絡会定例会(総会)、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、オンライン寄付システムの導入と会則(規約)改定、外
7月 30 日	10名	11 月総会・意見交換会準備、機関誌別冊 TPNW コメンタリー増補改訂版進捗、IALANA 共同会長会議状況、バロース氏&カバッソーさん来日(広島・長崎)8/3～8/10、7/3NGO 連絡会定例会・7/26 フリードネス委員長との懇談会・7/27 ノーベル平和賞カンファレンス報告、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、かもがわ出版「原爆裁判」全資料』刊行、外
9月 8 日	9名	11 月総会・意見交換会準備(総会議案書の検討・意見交換会登壇者の検討外)バロース氏&カバッソーさん来日(広島・長崎)8/3～8/10 交流報告、NGO 連絡会定例会、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、機関誌別冊 TPNW コメンタリー増補改訂版刊行報告、外
10月 8 日	11名	11 月総会・意見交換会準備(総会議案書の検討・当日の運営と進行の確認・告知と参加登録申込状況等)、IALANA Board Meeting、NGO 連絡会定例会、「原発と人権」ネットワーク、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、機関誌No125 企画、杉並公民館企画への協力、外

次期も引き続き毎月理事会を開催し、参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、Zoom システムも活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

10. 事務局業務・体制

オンラインシステムの普及に伴い複雑さを増した事務局業務のデジタル関連・配信等の業務につき、(一社)かたわら(代表者代表理事 高橋悠太氏)との間で業務委託契約を結び、30周年企画や核フォーラムにおいてテクニカル面でのサポートを受けたほか、理事会等日常業務の合理化を進めることができた。引き続き、(一社)かたわらとの協働で、オンラインシステムを効率よく活用することにより、日常業務においてもイベント開催においても、円滑な運営を目指す。

尚、この間、Microsoft Office によるクラウドシステムを利用した当協会のデジタルデータの保存管理が、田中恭子事務局に一極集中していた。一極集中によるリスクを回避するため、大住広太事務局次長も、当該データへのアクセスを可能にし、シームレスに当協会業務を継続できるよう改善した。

11. 機関誌『反核法律家』の発行

今期発行した『反核法律家』の主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容
121 (2024 冬)	2024 総会決議／2024 年核不拡散条約(NPT)第 2 回準備委員会における核軍縮をめぐる議論について
122 (2025 春)	2024 総会・創立 30 周年企画／核被害者援助と環境修復に関する議論の動向と課題／田中熙巳さんのノーベル平和賞講演を活かそう—核兵器も戦争もない世界を創るために—
123 (2025 夏)	核兵器禁止条約第 3 回締約国会合 成果と課題／核兵器を必要とする人たちとどう向き合うか——バーナード・ブロディーの言説をヒントにして—
別冊 (2025)	核兵器禁止条約 逐条解説と資料〔改訂増補版〕 第 1 回締約国会合から第 3 回締約国会合まで
124 (2025 秋)	被爆 80 年・核廃絶への取り組み／2025 年核不拡散条約(NPT)第 3 回準備委員会について／被爆 80 年声明

今期特筆すべきは、9月初旬に機関誌別冊として「核兵器禁止条約 逐条解説と資料〔改訂増補版〕～第 1 回締約国会合から第 3 回締約国会合まで～」を刊行したことである。2023 年 4 月に発行した「核兵器禁止条約 逐条解説 & 第 1 回締約国会合」を増補し、2MSP 及び 3MSP の成果物を掲載するとともに、あわせてオーストリアによる「安全保障上の協議プロセス」に関する報告書も訳文を掲載した。条文自体の理解を深めるとともに、この間の TPNW の議論の深化を俯瞰できるように資料を充実させたものである。私たちが TPNW についての理解を深めること自体が、TPNW 普及の実践につながる。市民社会において大いに活用してもらうべく、本冊子の普及を進める。

次期も年 4 回の発行をめざすとともに、内容の充実を図る。新たな試みとして始めた読者アンケートの活用にもとりくむ。定期購読申込例をさらに増やす努力を継続し、大学図書館等への働きかけを強める。

12. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく発信することに努め、当協会と IALANA の声明・企画・機関誌刊行などはその都度迅速に発信してきた。引き続き原爆裁判・下田判決への市民の関心は高く、アーカイブの重要性が増している。アーカイブを契機としたマスメディアからの取材も多く、また 2025 年 7 月には、かもがわ出版より当協会監修の『「原爆裁判」全資料』が刊行されている。

次期も反核 NGOs や学生に活用してもらえるよう工夫するとともに、Facebook をはじめとした SNS やイベントの見逃し配信(動画視聴)等により、情報の発信力を強化する。

13. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

当協会の会員数は約 230 名（2025 年 10 月 1 日現在）を数えるが、会員の高齢化や逝去によるやむを得ない退会に比して、新たな入会者が少ないため依然減少傾向にある。しかし NGO 連絡会・日本キャンペーンの活動や核フォーラム等が接点となり、若い世代・学生らの入会につながるケースも生まれている。身近な人への働きかけとともに、積極的に将来世代にうつたえるための工夫が求められる。とりわけ、法曹志望の司法試験受験生に対し、有効なアプローチで積極的なつながりをつくる工夫が求められるであろう。

同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。会計処理については、この間オンライン決済方法をとりいれるなど合理化をはかってきた。引き続き会計処理の効率化を図り、利便性を高めることに努力する。

また、Web 上で日常的に寄付を募ること、およびハイブリッド方式のイベント等においてオンライン参加者が簡便に寄付することを可能にし、多くの個人・団体から寄付を集めることも財政基盤強化のために重要な課題である。そのため、今期理事会においてオンライン寄付システム（株式会社 STYZ によって運営される Syncable）を導入することを確認した。当協会がオンライン寄付システムに登録するため、非営利団体であることを明記した会則の整備が必要となり、後述 15 項記載の会則改定（案）を提案する。

さらに、会則改定案検討の過程で、当協会を将来的に一般社団法人とすることも視野に入れることが提起され、引き続き検討する。

14. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 179 名（2025 年 10 月 1 日現在、前年同期 162 名）にまで拡大した。この間、理事会の案内・報告等にメーリングリストを利用してきたが、今後、郵便料金・紙代・印刷代等種々の値上げによる財政上の負担も大きくなっている状況に鑑み、紙媒体による連絡方法をできる限り減らし、総会議案書等の資料の配布についても今後はメーリングリストでの配信に統一する。さらに、メーリングリストを、情報告知板にとどめず、会員相互の情報提供や意見交換の場として有効に機能するよう工夫し、参加者数の拡大を図る⁴⁴。

15. 会則改定について

上記 13 項記載の通り、オンライン寄付システムの導入にあたり、別紙の通り会則を改定し、非営利団体であることを明記する。

⁴⁴ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えて下さい。
E-mail:jalana.office@gmail.com

III. 役員体制				
		日本反核法律家協会役員名簿		
	役職	氏名	所在	職業
	会長	大久保 賢一	埼玉	弁護士
	副会長	高崎 暢	北海道	弁護士
	副会長	内藤 雅義	東京	弁護士
	副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士
	副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士
	事務局長	森 一恵	三重	弁護士
	事務局次長	大住 広太	広島	弁護士
	理事	愛須 勝也	大阪	弁護士
	理事	梓沢 和幸	東京	弁護士
	理事	足立 修一	広島	弁護士
	理事	池上 忍	広島	弁護士
	理事	井上 正信	広島	弁護士
	理事	浦田 賢治	東京	学者
	理事	太田 茂	東京	弁護士
	理事	萱野 唯	東京	弁護士
	理事	君島 東彦	京都	学者
	理事	佐々木 猛也	広島	弁護士 IALANA 共同会長
	理事	佐々木 亮	東京	学者
	理事	笹本 潤	東京	弁護士
	理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士
	理事	高見澤 昭治	東京	弁護士
	理事	徳岡 宏一朗	東京	弁護士

	理事	中川 重徳	東京	弁護士	
	理事	西山 明行	千葉	弁護士	
	理事	水谷 敏彦	富山	弁護士	
	理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
	理事	森 孝博	東京	弁護士	
	理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
	理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA 理事
	監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
	事務局	田中 恒子	埼玉	専従	
	事務局	遠藤 あかり	山形		

(別紙) 会則改定 (案)

(現行会則)

名称	核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会(略称・日本反核法律家協会)
目的	核兵器の廃絶 ヒバクシャの援護 原発に依存しない社会の構築
活動	核戦争は法の支配の否定であるから、法律家は核戦争を阻止し、しかも国際秩序を実施し、発展させ、強化することに対し特別の責任を有することを自覚し、世界の法律家と連帯し、日本の法律家と法律家団体を広く結集し、法律家の立場から、「人類と核は共存できない」ことを確信し、核兵器の廃絶とヒバクシャの援護、原発に依存しない社会の構築に寄与する活動をする。
構成	法律家個人と法律家団体の本会員、一般市民個人による賛助会員をもって構成する。
組織	総会(年1回開催)、理事会(適宜開催)、事務局(常設) 総会の議決は、参加者(オンライン参加者を含む)の過半数の賛成をもって可決成立とする。 理事会は総会に次ぐ議決機関とする。
役員	会長、副会長(若干名)、理事(若干名)、事務局長、事務局次長(若干名) 会長及び理事は、総会で選任する。副会長・事務局長・事務局次長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て選任する。理事会の承認により会長退任者を顧問とすることができます。
財政	会費と寄附金による。
会費	本会員 一円／年 賛助会員 五千円／年 ※五年を超える会費長期滞納者については、機関誌発送を差し止めることができる。

(2024年11月16日改訂)

(改定後の会則)

名称	核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会(略称・日本反核法律家協会)
目的	核兵器の廃絶 ヒバクシャの援護 原発に依存しない社会の構築
活動	核戦争は法の支配の否定であるから、法律家は核戦争を阻止し、しかも国際秩序を実施し、発展させ、強化することに対し特別の責任を有することを自覚し、世界の法律家と連帯し、日本の法律家と法律家団体を広く結集し、法律家の立場から、「人類と核は共存できない」ことを確信し、核兵器の廃絶と

	ヒバクシャの援護、原発に依存しない社会の構築に寄与する活動をする。
構成	法律家個人と法律家団体の本会員、一般市民個人による賛助会員をもって構成する。
組織	総会(年1回開催)、理事会(適宜開催)、事務局(常設) 総会の議決は、参加者(オンライン参加者を含む)の過半数の賛成をもって可決成立とする。 理事会は総会に次ぐ議決機関とする。
役員	会長、副会長(若干名)、理事(若干名)、事務局長、事務局次長(若干名) 会長及び理事は、総会で選任する。副会長・事務局長・事務局次長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て選任する。理事会の承認により会長退任者を顧問とすることができる。
財政	本会の資産は、会費及び寄附金をもって構成する。
会費	本会員 一万円／年 賛助会員 五千円／年 ※五年を超える会費長期滞納者については、機関誌発送を差し止めることができる。
剰余金の分配の禁止	本会は非営利団体としての性質上、本会員及び賛助会員に対し、剰余金の分配を行わない。
会則の改訂	本会則の改訂は、総会において議決する。
解散	本会の解散は、総会において議決する。この場合、総会参加者の4分の3以上の承諾を得なければならない。
残余財産の処分	本会の解散の時に有する残余財産は、総会において参加者の4分の3以上の承諾を得て、特定非営利活動法人ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会に寄附するものとする。
(2025年11月 日改訂)	

〈総会議案書正誤表〉